

転入

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる人は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	担当係・直通電話番号	
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの人	①カードの継続利用(住所変更) ②署名用電子証明書の発行 (必要なかたのみ) ※本人のみ	①カードと数字4桁の暗証番号 ②カードと英数字6桁以上の暗証番号	町民課 町民係 0985-77-3466
	マイナンバーカードをお持ちでない人	カードの申請をお手伝いします	※担当係にお尋ねください	
	印鑑登録が必要な人	印鑑登録申請	・顔写真付き本人確認書類 ・登録する印鑑	
保険 年金	国民健康保険に加入する人	国民健康保険の加入		国保・後期高齢者医療に 関すること 福祉保健課 保健推進係 0985-77-1114 国民年金に関すること 町民課 町民係 0985-77-3466
	→70歳から74歳までの人	国民健康保険の加入	(お持ちの人) 負担区分等証明書	
	→世帯に後期高齢者医療制度の 加入者がいる人	保険税の軽減有無確認	(お持ちの人) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票	
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の 資格が切れた人	・国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内 ・国民年金の加入(20歳から60歳未満)	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書	
	→各種認定証(病院での支払が一定金額 までになる証明書)が必要な人	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等の申請	※担当係にお尋ねください	
	75歳以上の人 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人	後期高齢者医療被保険者証の交付		
	→宮崎県外から転入した人	負担区分の確認	(お持ちの人) 負担区分等証明書	
	→各種認定証(病院での支払が一定金額 までになる証明書)が新たに必要の人	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等の申請	※県内で引越した人で、今まで認定証等を持っ ていた人は申請不要	
	国民年金に加入中の人	国民年金の住所変更		
	年金を受給中の人	年金の住所変更 ※共済年金の人は共済組合へ ※農業者年金の人は農協へ	※マイナンバーと基礎年金番号が結びついて いる人は届出不要	
高 齢	65歳以上の人	介護保険の加入		福祉保健課 保健推進係 0985-77-1114
	→前の住所地で要介護認定を受けていた人	要介護認定の相談・申請	介護保険受給資格証明書(お持ちの人)	
障がい	障がいの手帳をお持ちの人	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	福祉保健課 福祉・児童家 庭係 0985-77-1114
		各種福祉サービスの相談・案内	※担当係にお尋ねください	
こども	自立支援医療受給者証(精神通院、更生医療、 育成医療)をお持ちの人	各種自立支援医療の相談・申請	※担当係にお尋ねください	※精神の手帳、自立支援医 療(精神通院)のみ 福祉保健課 健康増進係 (健康センター) 0985-77-0195
	特別障害者手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 を受給している人	各種手当の相談・申請	※担当係にお尋ねください	
	重度障がい者医療費受給資格者証 を持っている人	重度障がい者医療費助成の 相談・申請	・所得課税証明書(最新のもの) ・お持ちの各種障がいの手帳	
こども	小学生・中学生の子どもがいる人	転校手続き ①転学通知書の提出(前住所地で行うこと) ②転入学通知書の交付(綾で行うこと)	①教育委員会(または学校)から交付さ れた転学通知書を通学していた学校へ 提出する。※このとき転学に必要な書類を 学校から預る。 ②町民係より転入学通知書を交付します。 ※転入学通知は入学する学校(綾小、綾中)へ前学校よ り預かった書類と一緒に提出して下さい。	教育総務課 こども教育推進係 0985-77-5002 (受付) 町民課 町民係 0985-77-3466
		児童手当を受給している人	児童手当の申請 ※公務員世帯の人は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して15日以内	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険の資格確認書等 ・子どもの属する世帯の住民票 (子どもと別居しているとき)
	0歳~中学生の子どもがいる人	子ども医療費助成の申請 ※転入日から15日以内での申請が必要	・子どもの健康保険の資格確認書等 ・保護者の通帳	
	妊娠中の人	妊婦健康診査助成券等の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査助成券 ・本人確認書類	福祉保健課 健康増進係 0985-77-0195 (健康センター)

こども	保育園等に入所を希望する人	保育園等の入所手続き ※入所に関する相談・調整は各園と行ってください	・保育施設・認定こども園入園申込書 ・保護者の就労証明書(2・3号認定のとき) ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(新2号認定のとき) ・広域入所にかかる申立書(広域入所を希望するとき)	教育総務課 こども教育推進係 0985-77-5002
	児童館・放課後児童クラブの利用を希望する人	綾町児童館へお問い合わせください		綾町児童館 0985-77-1279
	ひとり親家庭等に該当する人	児童扶養手当の相談・申請 ひとり親家庭医療費助成の相談・申請	※担当係にお尋ねください ・健康保険の資格確認書等 ・保護者名義の通帳	福祉保健課 福祉・児童家庭係 0985-77-1114
税・料金	上下水道(浄化槽、農業集落排水)を使用する人	給水装置使用再開(中止)届		建設課 上下水道係 0985-77-3467
	税・料金等の口座振替を希望する人	口座振替の申請 ※各金融機関へ提出となります	・口座振替依頼書 ※役場および金融機関にあります ・口座届出印	各金融機関窓口
	原付バイク・小型特殊を所有している人	住所変更の手続き(軽自動車)	・前住所地のナンバープレート ・車体番号が分かる書類(自賠責証明書など) ・手続きする方の身分証明書	町民課 税務係 0985-77-1113
	税金の納税通知書等の送付先変更	送付先変更の手続き	・担当係にお尋ねください。	
その他	犬を飼っている人	犬の登録	・前の住所地で発行された鑑札 ・移動届の手続	町民課 生活環境係 0985-77-3465
	汲取が必要な人	し尿汲取申請		
	町営住宅に入居又は同居を希望する人	町営住宅入居の相談 町営住宅の同居承認申請	※担当係にお尋ねください	財政課 管財係 0985-77-2948
	防災無線を取得される方	防災無線の新規申込み		総務課 危機管理係 0985-77-1112

綾町役場

〒880-1392
綾町大字南俣 515 番地

窓口受付時間 午前 **8時45分** ~ 午後 **4時30分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



手続きチェックシート 転入

綾町に引越しされた人へ

転入届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカードをお持ちの人には原則発行されません)
- ・お持ちの人は「**マイナンバーカード**」
- ・外国籍の人は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

役場で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの＞

1点で
本人確認
できるもの



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証
- ・年金手帳*
- ・学生証
- 等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが
引き続き本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた人について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。